

## 三重県森林審議会森林保全部会の審議状況報告について

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 平成30年度 第3回森林保全部会
2 開催年月日	平成30年11月6日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他6名
4 諮問事項	度会町地内における太陽光発電用地の造成に係る林地開発許可申請について
5 審議結果	<p>太陽光発電用地の造成に係る度会町地内の森林における林地開発許可申請について、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の基準に基づき審議した結果、次のとおり答申がとりまとめられました。 (平成31年1月29日付け答申)</p> <p>合同会社宮リバー度会ソーラーパークによる度会町地内における林地開発許可申請については、次の事項に留意し、対応する必要があります。</p> <p>(1) 残地及び造成森林の管理については、その責任と体制を明確にして、発電事業終了後も継続して確実に森林の状態を維持できるよう、適切に施業管理を行うこと。</p> <p>(2) 当該開発行為で計画されている土工については、その規模が大きく、直高50メートル級の高盛土が含まれるが、近隣に公道、福祉施設及び民家が存在し、当該地域において地すべり現象を呈する地形が確認できることから慎重な施工が求められる。については、以下の対応をとること。</p> <p>① 現場の地質及び土質並びに湧水の状況をきめ細かく確認したうえで、これらの状況に適した土工方法を選択し、施工監理を徹底すること。</p> <p>② 少なくとも施工中においては、盛土及び地盤について、すべり又は沈下等の変位の確認を行い、万一、これらの変位に異常を確認した場合には、的確な対応を講ずること。</p> <p>(3) 三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価において事後調査項目として示されている野生動植物及び生態系に係る事後調査については、特定種のみ着目されているが、他の動植物種も当該地域において生態系を構成する重要な一員であることから、当該特定種以外の動植物種を複数種選定したうえで継続的なモニタリング調査を実施すること。</p>
6 林地開発許可	平成31年1月30日付けで許可処分
7 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 平成30年度 第4回森林保全部会
2 開催年月日	平成30年12月18日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他6名
4 諮問事項	御浜町地内における土石の採取に係る林地開発変更許可申請について
5 審議結果	<p>土石の採取に係る御浜町地内の森林における林地開発変更許可申請について、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の基準に基づき審議した結果、次のとおり答申がとりまとめられました。 (平成31年1月15日付け答申)</p> <p>岡本土石工業株式会社による御浜町地内における林地開発変更許可申請については、次の事項に留意し、対応する必要があります。</p> <p>(1) 造成森林に植栽する樹種については、計画内容に限らず、現地の植生状況を考慮のうえ、樹種選択を行うこと。</p> <p>(2) 掘削壁については、その崩落を防ぐために、岩盤の走向、傾斜を把握、確認しておくこと。</p> <p>(3) 地元自治体である御浜町との「残置又は森林(緑地)の維持管理に関する協定書」については、当初の締結から年数が経過し、開発行為者も変更していることから、御浜町と更新について協議を行うこと。</p>
6 林地開発許可	平成31年1月29日付けで許可処分
7 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 平成30年度 第5回森林保全部会
2 開催年月日	平成30年12月20日(木)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他5名
4 諮問事項	四日市市地内における太陽光発電用地の造成に係る林地開発許可申請について
5 審議結果	<p>太陽光発電用地の造成に係る四日市市地内の森林における林地開発許可申請について、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の基準に基づき審議した結果、次のとおり答申がとりまとめられました。 (平成31年1月29日付け答申)</p> <p>四日市足見川メガソーラー合同会社による四日市市地内における林地開発許可申請については、次の事項に留意し、対応する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 谷埋め盛土における地盤及び土中の排水対策を適切に行うこと。</li> <li>(2) 地質構造及びため池の設置状況より当該開発行為地において地下水の湧出が予測されることから、当該湧水による土砂の移動を防止するため、地表及び地中の排水対策等の措置を徹底すること。</li> <li>(3) 法面保護材料として使用するウッドチップについては、その機能が低下しないよう適切に維持管理をすること。</li> <li>(4) 開発区域内に介在する公道等の雨水排水については、開発行為により設置される排水施設へ確実に導水されるよう措置を図ること。</li> <li>(5) 開発事業区域の近くに民家や公道があることに鑑み、地上に作る太陽光発電パネル等の工作物は、飛来等により周辺への影響を及ぼさないよう、当該工作物下部の斜面の安定対策を講じること。</li> <li>(6) 開発事業区域の下流側に存在するため池については、開発行為後においても水の確保が図られるよう措置を講じること。</li> <li>(7) 残置及び造成森林の管理については、その責任と体制を明確にして、将来にわたり森林としての機能が発揮できるよう、適切かつ確実に維持管理を行うこと。</li> <li>(8) 平成30年1月18日に公表された三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書に対する知事意見のうち、サシバ等の希少動植物及び生態系に係る事項については、適切な保全措置を図ること。</li> <li>(9) 事業計画について、地域住民の方々から不安や反対の声があることから、地域住民の方々との質的なコミュニケーションをとること等により合意形成を確実に図ること。</li> </ol>
6 林地開発許可	平成31年2月1日付けで許可処分
7 備考	

林地開発許可申請の概要

1 林地開発行為に係る森林の所在場所

度会郡度会町上久具字寺田761 外393筆

2 開発行為の目的

工場・事業場用地の造成（太陽光発電用地の造成）

3 申請面積（林地開発行為に係る森林の土地の面積）

89.0561 ヘクタール

参考 林地開発行為をしようとする事業区域面積

138.3600 ヘクタール

4 申請者の住所氏名

度会郡度会町田間98番地

合同会社 宮リバー度会ソーラーパーク

代表社員 一般社団法人プロミネンス 職務執行者 栗国正樹

林地開発変更許可申請の概要

1 林地開発行為に係る森林の所在場所

三重県南牟婁郡御浜町大字上市木字釜谷1086-39番地

外1字5筆

2 開発行為の目的

土石の採取

3 申請面積（林地開発行為に係る森林の土地の面積）

14.7533ヘクタール

参考 林地開発行為をしようとする事業区域面積

21.5117ヘクタール

4 申請者の住所氏名

三重県南牟婁郡紀宝町鮎田501番地

岡本土石工業株式会社 代表取締役 岡本 一彦

## 林地開発許可申請の概要

### 1 林地開発行為に係る森林の所在場所

四日市市波木町字辻ノ下1641-1 外368筆

### 2 開発行為の目的

工場・事業場用地の造成（太陽光発電用地の造成）

### 3 申請面積（林地開発行為に係る森林の土地の面積）

38.1577 ヘクタール

参考 林地開発行為をしようとする事業区域面積

97.9403 ヘクタール

### 4 申請者の住所氏名

東京都港区六本木三丁目15番5号

四日市足見川メガソーラー合同会社

代表社員 株式会社ジーヴァエナジー 職務執行者 金田直己